

司会：今回は今年5月に委員の改選を行ってから最初の委員会でありますので、本日出席されている委員の皆さんをご紹介します。名簿の順に紹介致します。

阿部邦子委員です。

井良沢道也委員です。

加賀谷誠委員です。

工藤靖委員です。

渋谷真弓委員です。

永吉武志委員です。

日景けい子委員です。

松淵秀和委員です。

山口邦雄委員です。

なお、嶋田康子委員は急遽所用のため欠席されております。

続いて県側の出席者を紹介致します。

はじめに、農林水産部の出席者です。

難波農林水産部次長です。

保坂農山村振興課長です。

千葉農山村振興課政策監です。

次に建設部の出席者です。

石黒建設部次長です。

吉尾都市計画課長です。

阿部道路課長です。

齋藤河川砂防課長です。

佐藤道路課政策監です。

司会：次に、委員長の選任と、委員長職務代理者の氏名を行います。委員長の選任は、「秋田県政策等の評価に関する条例に」に基づき「委員の互選」により行うこととされておりますが、いかが取り計らったらよろしいでしょうか。

司会：山口委員、お願い致します。

山口委員：今回再任されました、加賀谷委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

司会：加賀谷委員を推薦する意見がありましたが、皆様いかがでしょうか。

皆様、ご異議がないものと認められますので、加賀谷委員に委員長をお願い致します。

続いて、委員長が不在の時に職務を代行する「職務代理者」については、委員長があらかじめ指名することとなっております。加賀谷委員長、職務代理者としてどなたかをご指名願います。

加賀谷委員長：山口委員にお願いしたいと思います。

山口委員：承ります。

司会：山口委員には、委員長の職務代理者として、よろしくお願い致します。

それでは、委員長に選任されました加賀谷委員は、議長席にお移りいただきます。

ここからの進行は、加賀谷委員長にお願い致します。

加賀谷委員長：それではお手元にこの平成 24 年度第 1 回公共事業評価専門委員会の審議資料が届けられていると思いますが、それを参考に進めてまいりたいと思います。

開催にあたりまして、委員総数が 10 名ですがその内の 9 名が出席しております。「秋田県政策等の評価に関する条例」第 13 条第 3 項に定める定足数が満たされていることをここに報告致します。

それでは、議案に基づきまして進めてまいります。まずはじめに、審議の前に事務局から「公共事業新規箇所選定会議」の結果等について報告していただきます。

今回は、改選後初の委員会ということで初めて出席される方も多いと思いますので、本委員会の位置付けについても併せて、事務局の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

事務局：それでは事務局から委員会の位置付けと本委員会に先立ち開催されました新規事業箇所選定会議の結果についてご説明申し上げます。お手元のフロー図入りの資料をご覧ください。

まず始めに、公共事業の新規箇所評価は「秋田県政策等の評価に関する条例」に基づき県が行う政策等の評価の客観的かつ厳格な実施及び評価結果の政策等への適切な反映等を目的として、総事業費 1 億円以上の公共事業の新規箇所について、事業の必要性や緊急性、有効性等の観点から評価を行うものです。

公共事業評価専門委員会は、県が行った公共事業実施箇所の評価について調査審議することを目的として設置されているものであり、県では本委員会の意見を踏まえて事業実施等の対応方針を決定することとしております。

本委員会の審議対象は、各部局が計画している事業候補の中から、優先度が高く来年度の事業実施を要望する箇所について、条例等で定める評価のプロセスを経た上で、知事が諮問した箇所となります。

県の評価のプロセスは、事業担当課長が 1 次評価を行った後、評価制度を所管する総合政策課及び予算を所管する財政課が事業担当課に対してヒアリングを行った上で、総合政策課長が 2 次評価を、財政課長が財政的な見地からの意見を付し、知事、副知事等で構成される「新規箇所選定会議」で最終評価を行うこととなっております。

本年 8 月 21 日に開催された「新規箇所選定会議」に諮られた案件は 15 件で、うち、農林水産部所管事業が 7 件、建設部所管事業が 8 件となっており、これらの最終評価結果は、全て事業の実施が妥当と評価されております。

本委員会は、学識経験者や一般公募の委員等、様々な立場でご活躍なさっておられる委員で構成されております。

ただ今ご説明致しましたように、皆様からは、知事が諮問した公共事業新規箇所の評価結果について、専門的な立場や県民の視点など、それぞれの立場から幅広い意見をいただき、その結果を知事に答申することとなります。知事は、本委員会の答申を踏まえ、事業の実施等に係る今後の県の対応方針に反映させることとなっております。

以上、本委員会の位置づけ及び、新規事業箇所選定会議の結果等について、説明させていただきました。

加賀谷委員長：ありがとうございました。この委員会の位置づけといったようなことをお話いただきましたので、様々な公共事業についてそれぞれ皆様の立場からご意見をいただいて、その意見を知事に答申することによってございますのでよろしくお願い致します。

それでは早速ですが、諮問のございました 15 件の事業について、調査・審議を行いたいと思います。先ほど申し上げました資料に基づくわけですが、時間の都合上説明箇所は農林水産部が 7 件のうち 1 件、それから建設部が 8 件のうち 4 件と合計 15 件のうちの 5 件を抽出して説明させていただきます。

抽出についての概要などについては事務局から説明がございますので、よろしくお願い致します。

事務局：それでは、説明箇所の抽出について説明させていただきます。

公共事業評価専門委員会における審議は、委員会の時間的制約がありますので、諮問箇所のうち、特に説明の必要性が高いと判断した箇所を抽出した上で概要説明を行い、その後、説明箇所以外も含めた、全諮問

箇所について質疑応答を行っていただきます。

概要説明を行う箇所の抽出における、基本的な考え方としては、説明箇所が同一事業に偏ることのないよう、事業メニューのバランスに配慮することとし、同一事業メニューに複数の諮問箇所がある場合は、総事業費の高い箇所、その他委員の皆様説明を要すると判断した箇所を抽出することとしております。

なお、県の対応方針が、「改善して選定」または「保留」、として諮問された場合は、優先的に抽出することとしておりますが、今回の諮問箇所には、これに該当するものではありません。

また、各課より概要説明をする際には、抽出理由も含めて説明させていただきます。

関連して、続きまして費用対効果の説明について事務局から簡単に申し上げます。

公共事業の評価基準のうち、事業の効率性（投資効果）を表す指標として、B/C（費用便益比）を使用しております。これは、事業の効果を貨幣換算した便益を分子に、事業に要する費用を分母として、比を表したもので、この値が 1.0 以上であれば投資以上の事業効果があることとなります。

道路事業及び都市計画事業の事業効果については、これまで全国一律の便益を用いておりましたが、事業の効率性をより的確に評価するために、今回の評価から地域の実情を反映した、新たな便益を加えております。事務局からの説明は以上です。

加賀谷委員長：ありがとうございました。ただいまご説明いただきましたのは、最後の方で説明ございました便益分析ということでございますが、今まで項目が 3 項であったということに付け加えまして、さらに 15 項目を設けまして、事業を行った効果がより正確に評価出来るように方法を少し改めたということでございます。ちょっと専門的なお話になりますので、説明をしていただきました。

それでは引き続きまして、15 件全てが皆様の御意見の対象となりますが、農林水産部所管の 7 件について審議をするということで、その中の 1 件について説明をいただくということに致したいと思います。

農山村振興課の説明をしていただきます。よろしくお願い致します。

保坂農山村振興課長：農山村振興課の保坂と申します。私からは農山村振興課が所管します新規箇所評価 7 地区についてご説明致します。いずれの地区もほ場整備であります農地集積加速化基盤整備事業です。説明に入る前に簡単には場整備についてご説明します。

ほ場整備とは簡単に申せば小さな区画の農地を地形にあった区画拡大を行い、併せて用排水路、農道、農地の排水をよくする暗渠排水などを一体的に整備するものです。

ほ場整備における効果は、大括りでは 3 つの目的を持っていると考えます。一つ目は、一枚の区画を大きくすることにより、大型農業機械の導入や作業の効率化による時間の短縮、それに伴う労働経費の節減効果などがあります。二つ目としては、法人などへの農地集積による経営規模の拡大や、農地の汎用化による畑作物の導入、さらには農村と都市との交流促進など、いわゆる 6 次産業化による収入の拡大があります。三つ目としては、地域農業を将来に渡って支える担い手の育成・確保を目的とすることから、その地域の活性化や集落そのものの維持、存続の役目を持っていると考えます。

ご審査していただく農地集積加速化基盤整備事業は担い手などへの農地集積をスピード感を持って図ることが主目的であり、国の補助率が 50～55%、県 27.5%、市町村 10%の補助率となっております。国・県・市町村でも食料生産の体質強化を図る重要な事業と位置づけられております。

インデックス農一新一 3 の秋田市平沢地区以外の 6 地区は過疎法などの指定から 55%の国の補助率となっております。農地集積率では国の事業採択要件と致しまして、例えば現況での集積率が 0%の場合は 20%向上するだけで OK ですが、県では「ふるさと秋田農林水産ビジョン」の平成 32 年度目標である農地集積率 70%を県独自の評価目標としております。

今回の 7 地区については来年から 3 年間（平成 25～27 年）に、事業化の要望のありました 18 地区の中から農業生産法人を中心に担い手への集積率 70%以上をクリアした地区であり、最低でも 75%、最高では地区全体の 100%を集積する計画となっております。また、コスト縮減面では県の建設部や国土交通省、農林水産省などとの連携や調整を行い、例えば、堤防水路の兼用や残土の有効利用なども考慮したものです。

それでは新規地区の説明に入ります。7 地区の中から代表と致しまして、事業規模と総事業費が最も大きく、評価点も高い地区であります小神成太田地区について事業概要を説明したいと思います。

インデックス農一新一 7 の 1 頁をお開き下さい。「1. 事業の概要」ですが、事業期間は平成 25 年度から 30 年までの 6 年間としております。総事業費は 20 億 3 千万円、総受益面積は 176ha、関係農家は 143 戸です。最下段、一番下の「事業効率把握の手法」では、成果指標として本地区の集積目標達成 75 %を県の目標 70 %で割ったものを達成率 107 %で表しております。

続きまして 5 頁の位置図をご覧ください。本地区は大仙市東部の旧太田町に位置し、位置図の中央にあります大仙市太田支所、旧太田町役場から東側に広がる水田地帯です。本地区の農地は未整備で排水不良のため、大型農業機械の導入や米と野菜の複合経営が困難なことから、4 年以上前からほ場整備事業の実施が望まれていた地区です。

続きまして、事業概要について 7 頁の A 3 版の「営農構想概要図」をお開き下さい。この概要図は地元農家の方々と各地域振興局が協議して題名やレイアウトを考えたものです。資料中央部の上段、「農業法人集積計画図」をご覧ください。図の右下の「現況の経営農地」にあるように、143 戸がちらばって経営する農地が事業終了の翌年までに全体面積 176ha のうち、赤で着色しております 133ha、地区の約 75 %の農地を 5 つの農業法人、合計 21 名で集積し、米の他に大豆や麦、枝豆などを経営する計画です。これらの農業法人はほ場整備の実施により、農作業の効率化により得た時間を活用し、標題にもありますように、「食・農・観・スポーツ・ECO」をテーマとした新しい農業経営にも挑戦することとしております。左中段の「地区の特長」に、がんばる農業法人の「②田ノ尻ファーム」では、中下段の写真にあるように、小水力発電を地域の人々、元電力会社の技師や、大工さんなどが地元企業の協力も得まして、製作及び実証試験に取り組んでおり、はじめは災害時の携帯電話などの電源確保、将来はハウス栽培の電源利用も目指すなど、地域自らが自然エネルギーの活用に挑戦しております。

当課と致しましては、ほ場整備計画での土の移動から取って水路に発電に必要な落差を作るなどの技術的な支援を考えております。既存落差を活用した発電は多くありますが、ほ場整備で発電を念頭においた落差の設計はおそらく日本で初めての事例になるものだと思っております。「③の新田・築地ファーム」では、20 年以上前から中高生の農業体験や修学旅行などを受け入れております。また、大人の修学旅行として都内の主婦らの農業体験など観光面での取り組みも実施しております。さらに、15 年ほど前から大仙市が誘致しているスポーツ合宿との連携では、今年 8 月だけでも立教大学野球部や早稲田大学応援団など、大学 7 校、高校では鎌倉学園高校や東京学芸大学附属高校野球部など 2 校、延べ 4,000 人もの宿泊者が太田球場に隣接するクラブハウスや、市内の温泉施設を利用するなど、地元食材の提供といった食を通じた地域交流にも積極的に取り組んでおります。10 年程前からはこの交流がもとで立教大学の野球部寮と年間 5.4 t もの米の売買契約を結んでおります。このような形態での他の学校への新たな販路の開拓も考えております。現在、このような取り組みをきっかけに各学校の部員の家族に直接販売する事例も出てきており、食材提供の副次的な効果のみならず、新たなマーケットとしても捉えております。

最後になりますが、新規箇所評価の内容について抜粋して説明致します。少し戻って 2 頁の「所管課の 1 次評価」との 3 頁の「箇所評価基準」を併せてご覧ください。1 次評価については「必要性 10 点」、「緊急性 20 点」、「有効性 30 点」、「効率性 15 点」、「熟度 25 点」の満点で 100 点となっております。冒頭にお話ししたとおり、18 地区から今回の 7 地区に絞り込んできたことと、本事業の目的や事業の採択後の工事の進捗に大きな影響力を持つ集積率や加工販売などの「有効性」と、同意状況や地元推進体制などの「熟度」の評価配点を高くしております。はじめに「必要性」では面積要件などから 10 点満点となっております。2 番目の「緊急性」については、「他事業との連携」では、地区内には国営かんがい排水事業田沢疏水地区で整備する幹線用水路が昨年度から着工しております。同時にほ場整備を行うことにより、水路用地の創設や事業期間の調整など、一体的な整備効果も評価して 20 点満点の 16 点となっております。3 番目の「有効性」では集積率が 75 %と達成率は 107 %で修学旅行やスポーツ合宿の誘致などの先進的な事例はあるものの、評価項目である「多角的経営の取組度」にある加工販売面などがまだ不足していることから、30 点満点の 26 点となっております。4 番目の「効率性」では、コスト縮減として一級河川窪堰川と本地区の排水路の接続

について県建設部との調整が図られたため、10 a 当たり事業費が 115 万 3 千円と国の指標となる 190 万円に対して約 60 % と大幅なコスト縮減が図られております。また、農林水産省の基準書をもとに計算される費用対効果も 1.2 以上の 1.87 であることから、15 点満点となっております。5 番目の「熟度」については、推進体制はもう 4 年以上数十回に及ぶ農家の話し合いで、地域一体の農業振興を検討するなど、高いものと判断されますが、事業への影響は軽微であるものの、未同意の方が 2 名おられることから、25 点満点の 23 点となっております。合計では 90 点となっております。また、他の 6 地区でも総合評価点は 84 ~ 87 点で、判定では全て 80 点以上の判定ランク 1 となり、事業の実施は妥当という評価をいただいております。

以上、農山村振興課所管の新規事業についてご説明申し上げましたが、よろしくご審査下さるようお願い致します。

加賀谷委員長：ありがとうございました。ただ今、農林水産部所管 7 件のうちの抽出 1 件について説明がありましたが、この箇所だけに限定せずに 7 件の諮問箇所についてご意見あるいはご質問などございましたらご自由にお話しできたいと思いますが、よろしくお願い致します。

松渕委員：A 3 の資料で関係農家 143 戸を対象に行い、営農構想で 5 法人で 21 名になっておりますけれども、その差分の人達はどうかお聞きしたいのと、4 頁で便益比の算定で評価期間というのは 46 年ということで、当該事業の工事期間プラス 40 年ですけれども、この 40 年というのは、どこからきているのか教えていただきたい。また、便益性を評価項目に加えたということは、この最終的な総費用総便益比という言葉そのものに表れる、という理解でよろしいのか、その 3 点についてお聞きしたいと思います。

保坂農山村振興課長：農山村振興課の保坂でございます。先ほどの全部で 143 戸ありまして、5 つの法人が出来るわけですが、この農業法人に関わる方が 81 名おられます。残った個人経営が 62 名という形になります。秋田県で農業を営んでいる方の平均年齢が 65.6 才ですが、農業法人の構成員の方の平均年齢では 61 才でかなり若くなっております。この方が色々頑張るわけです。残った 62 人は平均年齢が 64 才になっていて、近い将来はこの農業法人の方々が地域の受け皿になることを想定していると地元の方から伺っております。今回の 7 地区では農業法人の経営面積が 30 ~ 90ha ぐらい、平均で 50ha ぐらいになっております。そういうことから、儲かる農業が出来るものと考えております。

それから 40 年プラス 6 年という評価基準ですが、平成 20 年度から農林関係では、「土地改良事業の効果算定マニュアル」を使いまして計算しております。以前までは、松渕委員がお話したとおり、農道であったり、水路であったり、ほ場整備であったり、それぞれの耐用年数、例えば水路であれば 20 年だとか頭首工であれば 50 年だとか、ダムであれば 80 年だとか、それを総合的に評価してそれぞれの便益を足したものを、効果で割った値で示しておりましたが、平成 20 年度から 40 年という形で計算することになっております。ということでこのプラス 6 年というのは、一番最初に説明しました事業期間が 6 年ということで 46 年で計算させています。それで 46 年になっております。

それから最終的に、この便益関係ですが、様々な効果がある中で、これもあとで聞かれるかなと思ってお話ししますが、例えば大豆であれば戸別所得補償等で補助金が入りますけれども、費用便益を計算する際には、今の市場販売価格ということで補助金は一切便益の方に含まれておりません。ということでよろしいでしょうか。

松渕委員：マニュアルで示されている、40 年そのものの根拠は何から引っ張ってきているかお分かりですか。

保坂農山村振興課長：詳しくは担当からお話させていただきますが、平成 19 年までは、その事業でかかるものについての計算でしたが、実はこの 40 年の中で今回工事しない施設の例えば修理を行ったりなどそれについての要するにデットコストも計算されております。

ちょっと単純な話なんですけれども、今回のB/Cを計算するに当たって、一番高いところがこの小神成太田 1.87 になっております。一番低いところが秋田市の先ほど言いましたインデックス3の平沢地区で1.27 ということになっています。

なぜこんなに低いのかということになりますが、この地区には8つ程ため池があります。これらは今回の事業ではお金をかけません。かけないけれども40年の中に当然修理が出てくるでしょう。そういうデット、要するにマイナスの効果も計算しながらやっております。様々な形の総合評価等をいろいろ勘案して40年というものを国の方では作ったものと私は認識しております。

松淵委員：聞きたいのはですね、この数字が例えば50とか60になる程便益って高くなるので、何か客観的な水準というか根拠に基づいたのか、それを分かればということでお聞きした次第です。

保坂農山村振興課長：農林水産省のマニュアルをそのまま読みます。「土地改良事業は農業用ダム、頭首工、農業用排水、用排水機場、耐用年数が異なるものを一体的に整備することから、施設の平均的な耐用年数を踏まえ、当該事業の事業時間+40年を評価対象期間としている」とあります。

あと、これ見るのが一番早いと思って持ってきましたけれども、(書類を指して)これが小神成太田地区で国に申請する資料で約1,000頁あります。このうち約半分の500頁をこの経済効果算出のために様々な計算をしております。すべてのB/Cの説明をするとなると所定の時間で終わらないかと存じます。

加賀谷委員長：ありがとうございました。耐用年数は、構造物の耐用年数を正確に定めるというのは非常に極めて難しいものですから、それは色々な基準の中にありまして、例えば土木構造物の、土木学会では例えば一律で100年とか、そういうのを様々な、構造物色々な環境におかれますから、一律に決められないというところもございまして、その数字は拠り所とはなっておりますけれども、これからさらに色々な観点から精度が上がってくればしっかりした根拠が示されるものと思うんですが、それでは他にございませぬでしょうか。

工藤委員：平成23年版の農業白書を見てみましたら、現在水田の整備状況というのは水田の面積が251万haのうち30a程度以上の区画に整備済みの田んぼが155万haで全体の6割ですと、近年はその大型機械の導入によりまして、大規模経営の展開のために50aから1ha以上の区画を標準とする大区画ほ場整備が一般的になっているんだと、1ha以上の区画に整備済み田んぼは20万haで全体の8%ぐらいですと書かれておりました。

そこで質問ですが、一点目は現在の秋田県の土地基盤の整備について50a以上のほ場整備率というのは約何%で、農政の展開に平成何年度までに何%台に達成を整備目標と進めているのかを教えてくださいたいと思います。

二点目ですが、単位面積当たりのその単価というのは物価の自然増とか整備水準の向上とか地形条件などによりまして、ほ場整備の単価というのは上昇にあるとは思いますが、10a当たりいくらぐらいなのか、よろしく願い致します。

それから、今日提案されている7地区について、私もよく県内の状況全体を見たわけでもありませんが、泥炭地で軟弱地盤の地帯はあるのかどうかをお願い致します。

それから維持管理費の節減について、各々の事業に縮減効果が出されておるわけですが、ほ場整備事業での排水路について、前にコンクリートトラフと言いますか、ライニングが大半で計画をされていると聞いたことがあります。事業の設計・施工の点でこういったことは私なりにには前進があると思うわけですが、今回の状況ではどうなのか教えてくださいたいと思います。

最後になりますが、事業費の経費の内訳のところでもその他という経費があります。私なりに考えますと測量設計費とか換地処分などの確定測量費などが含まれるのかなと思っておりますが、よろしく願い致します。

それからNo.2の下田平地区の場合なんですけど、他の地区と比較を致しまして事業規模の面積からいいまし

て、単純に比較した場合に事業費が多く感じられます。これは何かの理由があるのでしょうか。

保坂農山村振興課長：整備率ですが数字を調べますのでお待ち下さい。ちなみに水田整備率というのは一般的に 30 a 以上のことを申します。全国平均で 62 %で秋田県が 64 %です。秋田の場合、今までの形でいくと大区画ということで 50 a、1 ha の割合が、他の県に比べると大きいと認識していますが、今正確な数字を調べてますので、1 番目の問題についてはちょっとお待ち下さい。

それから 2 番目の平均単価ですが、概ね 130 万～150 万ぐらいということで、先ほど委員がお話になったとおり、勾配がきつければきついほど高い傾向になります。というのは土の移動というものがありますので、その移動費がかかり増しするというので、全てが大区画にすればいいという話ではなくて、どうしても中山間部分になると勾配に沿った計画が必要になりますので、そういう意味では 30 a という形が主流になるところもあります。なるべく平場では大きいもの、山間部ではそれに合った形状を作ると、そういう形になっております。

それから三つ目の泥炭地ですが、泥炭というわけではありませんけれども、秋田県の 65 %がグライ土壌という特殊な土壌です。土を掘ると緑色というか青色に見えます。これが空気に触れると赤くなるということで酸化鉄を多く含んだ土というのが秋田県の特長です。これが例えば砂質のグライ土であったり、粘質グライ土であったりグライが全てが粘性だというわけではありませんが、皆さんもしかしたら排水路かなんかで赤く濁っているのを見たことがあると思うんですけども、これがだいたい酸化鉄です。これが暗渠排水を詰まらせたりする原因となるということで、非常に厄介な土なんですけども、秋田の米の美味しさはこのグライにあるということも一方向われているところです。

それから、コンクリート水路ですが、一般的にこれも比較検討になりますが、秋田県で通常で採用しているのは最小の断面で、深さが 50 cm、横幅で 40 cm の排水路を採用しています。ただ、段差がなかったり非常に上から下まで一律にずっと勾配が取れるところではよろしいのですが、逆田になったりするところではいろいろ比較検討をしてパイプラインでやった方が安いところについては、パイプライン型、要するに管排水路というものを使うこともあります。今回の地区では全てオープン型になっております。

下田平地区ですが、この地区には 4 つのポンプ場があります。ポンプ場がある関係で他の地区よりも高くなっております。ただ、それでも先ほど石黒次長からお話がありました、国道のバイパスが出来ます。この工事の余った土をほ場整備に使うような形のもとに、今後もっと縮減出来るような工夫をしている最中です。

それからその他費用の内訳と致しましては、委員ご指摘のとおり測量であったり試験費であったり、あとほ場整備では分散している A さんの土地を集めたり、隣の方と一緒にしたり、様々な土地を有効に配置する換地という業務がありますので、そういう費用を見ております。

それから 1 番目のほ場整備率ですが、秋田県の場合 30 a 以上の目標として、秋田県の水田 13 万 ha ありますが、そのうちの 8 万 9 千 ha を整備する計画としております。また秋田県の場合、50 a 以上が 20.3 %、1 ha 以上が 15.3 %、その他が 30 a 区画という形になっております。説明不足かもしれませんが、このような形になっております。

加賀谷委員：ありがとうございました。その他ございませんでしょうか。

永吉委員：秋田県立大学の永吉です。質問させていただきます。

7 つの事業ざっと B/C の方見ましたら、最低でも 1.27 以上あるということで、それぞれある程度の値を持っているということが分かったんですが、もう少し具体的な数値を教えていただければと思ってお聞きするんですが、7 つのうちのどれでも構いません。例えば 1 番でも構わないんですが、このほ場整備をすることによって、例えば稲作の労働時間がほ場整備の前と後で 10 a 当たりで例えば何時間から何時間に変化したのかとか、あと稲作の生産費の変化が前と後でどのぐらい変化しているのか、それから転作率がどのように変化するのかを教えていただければと思います。よろしくお願いします。

保坂農山村振興課長：はじめに、ほ場整備の時間の短縮効果についてお話させていただきたいと思っております。この短縮効果についての検証は秋田県でも今から数年前、宮城県でも数年前に実施しておりまして、ほぼ同じ数字であることから、その形のもとにお話させて下さい。

現況の未整備の田んぼではだいたい 30ha で年間で 8,400 時間使います。これは、30ha で計算したのは今回秋田県で出されている本の中ではほ場整備関係のことが書かれておりまして、20～30 ということでこの 30ha を基準に計算させていただきました。これがほ場整備で 30 a 以上の区画にすると 3,000 時間ということで 5,400 時間短縮になるという計算になります。ただ、これを先ほど言いました時間短縮によって何を複合経営で持っていけるかが、やはり一番儲かるか儲からないかの基準になると思います。単純に試算しましたけれども、例えば 5,400 時間を大豆でいくと 10 a を 8 時間で済むので、約 67ha ぐらい大豆が作付けできることとなります。これで単純に計算すると今の場合は、この戸別所得補償等を入れさせていただきましたけれども、4,000 万円稼げることとなります。

非常に時間を要する形としてダリアは雄和の方に仕組みましたけれども、約 700 時間 10 a 当たりかかります。だとすると、逆に計算していくと 0.8ha しかダリアの場合は出来ませんが、約 1,000 万円ぐらい儲かることとなります。やはり時間短縮によってどういった作物の組み合わせを行うかが非常に重要な観点でないかなど、私共は思っております。

先ほど、先生の方からご指摘ありました B/C の部分の B のベネフィットの部分なんですけれども、そのまま言いますが、作物生産効果ということで、事業をした場合としない場合の農作物の出来であったり、営農経費節減効果であったり、維持管理費節減効果であったり、耕作放棄の防止の効果であったり、地籍確定効果、これは国調という国土調査が終わっているところでは見ることはできませんけれども、そういうものであったり、労働環境改善効果であったり、非農用地創設効果であったり、7つの項目を選択出来ることになっております。これも詳しく見ていただければお分かりだと思っておりますけれども、小神成太田地区では、労働環境改善効果については見ておりません。もう一つ、非農用地創設効果も見ておりません。そういうことで場所場所によって見れる効果が違うということで、なるべくこれについては私共は客観的に評価をしているつもりです。繰り返しになりますけれども、大豆等の戸別所得補償であったり、そういう単価については一切ベネフィットの方には入れておりません。

加賀谷委員長：それでは他にどうぞ。

井良沢委員：岩手大学の井良沢です。今回初めて委員をさせていただきますので、少し的はずれな質問かもしれませんがよろしくお願ひします。

二つあるんですが、一点目が各 7つの事業共 A 3 版の非常に地域の、地域で盛り上げようとするような綺麗なカラー版のがあって、対外的にも非常に素晴らしいものを作っているなと思ったんですが、それでこうした地域のイベントとかそういうのは何か B/C がなかなか書かれないので、評価項目の 5 点ですか、例えばこういう有効性とか熟度というような感じで、多分それぞれ地域の熱意ということで見ていると思うんですが、これはまあ客観的な評価というよりはどうしても主観的な面もしょうがないなと思っているんですが、そんな感じの理解でいいと思うんですが、こうした中、逆に聞いたかったのはこうした地域の熱意とかそういうのを何か少しでも客観的に捉えるようなそういう指標みたいなのは県の方では特に考えているかどうかというのが 1 点と、もう 1 点が今説明されました農一新一の河川放流工の新設によって下流排水の断面を小断面化して効率性が良くなったということと、国営田沢疏水地区の幹線用水路がありますが、これとも関係が良く分からなかったもので、この辺ご説明お願ひしたいと思ひます。その 2 点お願ひ致します。

保坂農山村振興課長：本当にうれしいご質問ありがとうございます。先ほど見ていただいた各 7 地区の A 3 版のカラーの、自分達で作った自分達で頑張るぞという意志、これを私共は非常に重要に思っております。要するに自分達がこれだけ頑張るんだという意気込みを見ていただくために、一つの基本的なルールの受益面積などを書くくらいで、私たちはしぼりつけてないものです。私が一番最初にほ場整備の効果としてこの

3つ目というものでお話ししましたが、特に中山間部分であったり山間部分であったりした時に、このほ場整備という形を持って集落そのものの存続であったり、例えば伝統文化の継承であったり、その種のをCVM（仮想評価法）ということで計算することも可能だと思います。もしくはトラベルコストということで、このお祭りを見に来る形を便益効果とすることも可能だと思います。ただ、今のところほ場整備ではそこまでまだ見ていないというのが実情です。

今、先生のお話になったとおり、そういう形も今後6次産業としてはほ場整備も考えていかなければいけない場面も想定もありますが、第三者の方に逆に「変だぞ」みたいなことを言われるのを嫌なものですので、マニュアル通りに効果を算出しています。ただ、環境であったりそういうものについては、WTP（支払意思額）とありますが、要するに自分達でどのぐらい支払ってもいいですよみたいな形のもとに、アンケートを取ってこれを評価に入れることもあります。

それから今の7番のことですが、田沢疏水というのはあくまでも用水路です。これは国営事業で用水路関係を既に工事するというので、幹線用水路の整備がこのほ場整備事業ではいらなくなるので、その分安くなります。

それから先ほどの排水路ですが、排水路というのはどんどん下に行くに従って大きくなるので、流出工を上の方で作る、これを途中で河川へ排出することによって、下の方の断面を必要以上に大きくしなくてもいいので、その分、経費が節減になるということです。

加賀谷委員長：それでは他にございませんでしょうか。阿部委員、いかがでしょうか。

阿部委員：初めてこちらに参加させていただきます、国際教養大学助教の阿部邦子と申します。

井良沢委員と全く同じ意見なんですが、やはり何か事業をするにあたって、ハードなパワー、ソフトなパワーと、非常に大事だと思います。ですからこういう農業法人、また、その熱意が感じられるというようなそういう事業というのはやはり国からの補助の仕方もちよっと違ってくるのではないかと個人的には思います。ですからなるべくそういうものは排除してという形ではなく、何か一言加えらるかということが必要ではないのでしょうか。

保坂農山村振興課長：阿部先生がお話になったとおり、私共がやるのはほ場整備のハードです。そこで何をやるかという上の部分につくのがソフトで、私達はソフトが重要と考え、そのための基盤整備としてハードのお手伝いをしていると、そういう感覚でいます。ハードが全てではないと思っています。

一つの事例とすると、私共今から9年程前から国際教養大学と人づくりということで活力人セミナーというものを開いております。今4期になりました。小神成太田地区では地域の方、太田の地域ではブルーベリーの体験であったり、それを仕組んでいるのが活力人の4期生の方で田植え体験であったりブルーベリーの摘み取り体験であったり、そういうことで平成24年度は90人、他の県からお客さん連れてきました。

そういうことで地域の方々のコーディネート、要するにファシリテーターの役目もいろいろ考えながら、単にはほ場整備だけやらないように私が課長のうちにはハードだけやるなど、必ず6次産業的なことをやれと、人づくりを加えらると、存続出来る町づくりをしると、儲かる農業を作れと、という5つの基本方針で動かしいただいております。

阿部委員：どうもありがとうございました。

加賀谷委員長：他にございませんでしょうか。日景委員、いかがでしょうか。

日景委員：大館の日景です。聞きたかったなと思ったことは大概他の方が聞いて下さったので、私からは特にはないかなと思って今見ていたんですが、ちょっとさっきのことと被りますけれども、その人づくりということで、後進を育成するというのは最初に大きい標題的な話でも出てたかと思うんですけど、それに

ついでに他部署との連携等々そういったことについての事例やこれからする予定のことなどでもあれば教えていただければと思います。逆にそういうのがないといくらものを作っても先がない、先ほど耐用年数の話で40年という話されていましたが、殆ど農業法人で法人化されるようですので、そうなる私共のような宿のように100年、200年という単位のものも出てくるのではなからうかと期待していますので、是非その辺を教えていただければと思います。

保坂農山村振興課長：ありがとうございます。例えばこの人づくりの面と、例えばの話なんですが下田平地区という、インデックスの2番目にありましたけれども、そこでは「おむすび権米衛」さんという、去年「ガアの夜明け」に出ました、岩井さんという方が社長で、その会社にファームが出荷しております。実は農林水産省の1階にもこの「おむすび権米衛」さんのおむすび屋さんがありまして、これはほとんど二ツ井から出荷しています。

日景委員：都内の駅中なんかにある、テイクアウトのおにぎり屋さんですね。

保坂農山村振興課長：このおむすび屋さんが、一店舗一店舗それぞれ、例えば下田平であったり、二ツ井の方のお米だったり、秋田で五つあるんですけども、他の茨城であったり固有の産地のものを使っています。実はこの方、有名私立大学の出身です。細かい話になりますけれども、二ツ井の旧町長も同じ大学出身なんですよね。これが良いとかどうだとかは別にして、県の東京事務所の方にもマーケティング専門の方がいて、そういう形のもとに例えば「おむすび権米衛」さんみたいなところをいろいろタイアップしたり、例えばカゴメさんと契約してカゴメジュース用のトマトを契約栽培している。例えばとんかつ屋の銀座サボテンであればキャベツをやってみたり、そういう形の繋がりとしてやはり人の付き合いというのは非常に重要だと思っています。先ほどお話ししたスポーツ合宿等なんですけれども、これも大仙市の教育委員長が同窓の応援団などを人づてで連れてきており、大学関係の人の付き合いなども、非常に強いなあと思っています。

ということで、先ほど言った大仙市の方では日景さんみたいなすごい古くからある温泉ではなく、例えば嶽温泉、神岡、つい最近作ったような形で、その当時いろんな形のもとに出来たものを上手く使わなければいけないという決め方をしました。例えば大館で組むのであれば当然日景さんと組めるような体系を取りたいなと思っています。ただ今のところそういう事例はありませんけれども、その時は何卒ご協力お願い致します。

加賀谷委員長：ありがとうございました。それでは渋谷委員、意見ございませんでしょうか。

渋谷委員：そうですね、私は前回に引き続き今回も委員になっているんですが、前回の農業整備の方については、地産地消ということで直売所のデータが結構多かったように思いますが、今回は結構県外に向けたものですか、あとは県外の人を地元呼び込んでまたそれによって販路を拡大していくというモデルが結構たくさんありましたので、こういうふうに関外に目を向けながら広がって行って、またその県外の方々がこちらの方に来ていただいて、移住ではありませんけれども定年後ここに住みついていただけるような農業方法を、これからこのほ場整備等で取り組んでいただければと思います。

保坂農山村振興課長：本当におっしゃるとおりだと思います。去年の例は中仙中央ということで非常に大きい、近くに産直がありました。今回も全く無いというわけではありません。インデックスの1番で吉田地区というのがあります。実はこの地区はバター餅の発祥の地なんです。ということで近くに産直と同じような施設がありまして、知事とお話ししたときに、「このバターはどこで作っているのか」と話された時に、実はこれ秋田のバターではありません。「この餅米はどこで作っているのか」と言われた時に、実は今のところあまり餅米というのが非常に難しいというか、なかなか商売になりづらいということをお答えしました。ただ、私のイメージで知事に話したのは、秋田県で開発した「絹の肌」という餅米があります。例えばの話

ですけれども、「絹の肌」で作った餅米を使ったバター餅、何かいかにも絹の肌っていう名前が私は大好きで、こういうネームバリューを持った、加工品みたいな形も工夫出来ればいいなと思っているところです。

特に今、美郷の関係では、太田町はすぐ隣ですし、非常にグリーンツーリズム関係いろいろ頑張っているところもあります。我々は一体として町で区切るのではなく、仙北市も大仙市もそれこそ美郷町も一体的な形のもとに横に繋がりを持ったほ場整備が出来ればいいなと思っておりますので、どうぞよろしく願い致します。

加賀谷委員長：それでは他にはございませんか。

松渕委員：農林水産部がこの案件で終わりだということでもちょっと細かいことでお聞きしたいんですが、各案件の4頁の費用対効果分析に関する説明資料の下の方の年効果額の総括、下から二つ目の耕作放棄防止効果というのが各案件についています。中を見ますと、耕作放棄が想定される農地の作物生産と多面的機能の効果というのが二つ中にありますけれども、金額はたいしたことないですけれども、実はTPPの影響試算で、多面的機能というのは相当強調されて結構大きな金額が出されています。この耕作放棄防止効果二つ謳っていますけれども、これの按分で、その多面的機能効果ってどれほど見られているのでしょうか。

保坂農山村振興課長：例えばこの数字については先ほどの500頁の資料の中から今選択していますので少しお待ち下さい。単純に申しまして、耕作放棄の対策として委員がお話になったとおり、一番私が効果あるのはほ場整備だと思っています。

実は私の課で耕作放棄対策事業という、国からの定額補助の事業を持っております。全国的なことでお話しますと、耕作放棄地の定義は農業センサスという5年に1回の調査で、あくまでも人為的な操作が入りません。今まで1年間作付けしてなくて、これからも作付けする意志がないものが、40万haあります。プラス休耕地ということで今植えてなかったり要するに現況把握ですけれども、昔はそれこそ水張水田であったり、そういうのが20万haあると言われていました。合計で60万haの遊休農用地というのが日本にあるのではないかとされています。実はこれ秋田県ではどうなのかというと、先ほどのセンサス上の7,400haが耕作放棄地、プラス3,000～4,000ぐらい、正確な数字ではありませんが、それが要するに休耕地となって、だいたい11,000haぐらいが使われていない農地があるのではないかとされておりまして。

私が一番最初に県庁に入った時、由利町全域でほ場整備やっています。すごい沢の奥でも実は耕作放棄地は無いのです。そういう意味ですごく効果的なのがやはりほ場整備だなという認識を持っております。

多面的機能というのは、例えば何もしなかった時に里山等で法崩れ等あった時に、例えばほ場整備というのはダム効果にするとすごいダム何個分みたいな役割を持っています。

高野農山村振興課主幹：農山村振興課の高野と申します。今の質問に対してお答えします。確かにここに耕作放棄地防止効果として算定しておりますが、実際には46年の評価期間の最後に8ha程の耕作放棄地が発生するだろうという想定のもとで、その8haに作物が生産されることによって耕作放棄地が防止され、生産が行われることによってその農地での多面的機能の発揮が維持されるという見方で算定したものです。

松渕委員：0円という案件もありましたね。またTPPの話しで申し訳ないですが、その比率からすると何か防止効果って大変少ないのではないかと感想を持ったものですから、そこの内訳を聞いたところです。

保坂農山村振興課長：おっしゃられるとおり、もっとあっていいのかなと思います。ただ、繰り返しになりますけれども、この形で計算すると、これ以上のものは出せないし、恣意的な形というものは私方一切排除しますので、そういうことでご理解下さい。

加賀谷委員長：ありがとうございました。他に委員の皆様どうぞ。

工藤委員：最後に一点だけ。一般的なことですが、今の国会で公債特例法案の遅れが出てまして、全国的に資金面に影響が出ております。現在継続している秋田県のほ場整備事業にも影響が出て来ないのかどうか、それから今回提案されている7件についても、これから国に採択のお願いをしていくわけですが、遅れとかそういう影響が出て来ないのかどうか、私としてはほ場整備というのは農業基盤整備事業の目玉でもありますし、それからその事業効果というのは歴然としているわけですから、出来れば事業実施を早く行っていただきたいという考えでおります。担当部局の考えはどうでしょうか。

保坂農山村振興課長：秋田県の集積率は40%ですが、この中ではほ場整備を実施したところを176地区完了しましたけれども、約60%ぐらいの集積率になっております。そういう意味で集積するのにはほ場整備というのは必要ですし、先ほど松渕委員からお話したとおり、例えば今後のTPP関係は分かりませんが、これに負けないような形で、例えば米の価格だけでいった時に勝負にならない時に、もっと違う形で付加価値を付けないと、とんでもないことになるのかなと私自身は思っております。

先ほどの事業予算については、今現在動いている地区が39地区あります。実施期間とすると概ね6年から、平均で割りますと6から今のところ7年ということで、計画的な形では今のところは何とか間に合っております。ただ、今後このような状況が続くと先ほど言った計画年数の6年、要するにスピード感を持つことがだんだん後ずさりになって、仮にTPP関係がきた時に、時既に遅しみたいなことになっちゃうと、今までの施策が水の泡になると思います。ということで、それこそ私共の次長の方からも常に国の方に行く時に、予算確保に向けて、頑張ってくださいいただいているところです。

工藤委員：心配されることは、もし、この後物価の上昇が出てきたり、そうしたことで農家の負担が増大するし、投資効果というものが減ることになる。やはり心配が出てくると思うわけです。そういうことも含めてお尋ねしました。ありがとうございました。

難波農林水産部次長：農林水産部の難波でございます。国の土地改良事業の予算は、公共事業の中の農業農村整備という項目の予算なんですけれども、これは平成21年から22年にかけて半減しています。これは政権交代後半減したんですけれども、実質予算項目、農業農村整備事業という名前自体では36.9%、対前年比は、平成21年度×3分の1になって、あと一部交付金化という予算費目が変わったものがありますけれども、全体をならすと半分になっています。実際に秋田県で土地改良の予算が半分になったかといいますと、そうではありませんで、その後、年によって追加経済対策等の補正予算などを確保することで何とか平成21年度から見ると8～9割ぐらいの年度予算を確保しているという状況です。ただ、その相対的に予算は減っているのは確かですので、その中で優先順位付けというのをせざるを得ないということになります。その時に秋田県では、ほ場整備の面整備の方を優先して、ほ場整備の中でも暗渠排水工は多少遅らせるとか、あと、農業水利施設の点もの専門の整備がありますが、そちらとの優先順位の兼ね合い、老朽度合等から緊急性の高いものからやるというふうに、優先順位付けて対応していくしかないという状況です。実質的には今のところは大きな影響はないということです。

加賀谷委員長：ありがとうございました。だいたい、当初予定しておりました時間に近づいてまいりましたが、ご意見をたくさんいただきました。

最後に私も言わせていただくと、福岡、九州とかに行くとJRの駅に降りると、駅の中に色々と各県のポスターが貼ってありまして、例えば青森県だとか山形県ですと、そういう農産物のこういうのがあるよという大きなポスターが貼ってあるんですね。じゃあ秋田はどこにあるんだろうと探してみると見当たらないというようなところがありまして、アピールを全国的に強化すればいいのではないかと、秋田県人は話も手だし静かなところがいいのかも分かりませんが、出来るだけ宣伝力はアップした方がいいのではないかなと思います。

それと、先ほど説明していただきましたこの小水力発電を農業の色々な産物の生産に生かすという、そういう取り組みも非常に私個人的にはおもしろいなど、エネルギー問題に非常に直結するというので、こんなことも秋田県内の人もあまりよく解っていないんじゃないかなというような気がしますので、どんどん情報発信されて、高齢化ですからウェブサイトを見て下さいと言われても、パソコンを叩ける高齢者が何人いるかという話になりますので、たまには新聞に出すとか、目に見える形でやっていただければ有り難いと思います。

最後に時間が余りましたらまたこちらの問題も含めてご意見いただきたいと思います。

それでは次に建設部所管の8件について、ご意見を頂戴したいと思います。都市計画課、それから道路課、河川砂防課の順に説明をお願い致します。

吉尾都市計画課長：都市計画課の吉尾と申します。

都市計画課所管の地方街路交付金事業についてご説明致します。都市計画課所管事業の諮問箇所は1箇所だけですので、この1件についてご説明致します。

資料のインデックスの建一新1をお開き下さい。1頁をお開き下さい。事業名は地方街路交付金事業です。事業種別は現道拡幅、路線名は都市計画道路停車場栄町線、箇所が由利本荘市裏尾崎町です。事業の概要についてですが、事業期間が平成25年～31年までの7年間で、総事業費が30億円です。事業規模が延長374m、幅員6.0(18.0)mと書いてありますが、車が通る車道部分が6.0mで歩道部分を含めた全幅員が18.0mという意味です。

5頁をお開き下さい。位置図ですが図面の真ん中程に停車場栄町線(裏尾崎町工区)と赤で示しております。JR羽後本荘駅から西に真っ直ぐきた赤の部分でL=374m、W=18mと記載しておりますが、この部分が現在、道路幅7m～8m程度の未改良の部分となっているところです。

6頁をお開き下さい。由利本荘市の中心市街地の図面ですが、真ん中の赤く旗揚げしている部分が事業箇所です。由利本荘市ではこの中心市街地においてまちづくりを進めるための本荘市街地地区都市再生整備計画を策定しております、そのエリアが赤の実線で囲んでいる部分になります。代表的な事業と致しましては、昨年12月にオープンしました駅前の文化交流館カダーレ、あるいは本荘中央地区土地区画整理事業などとなっております。さらにこの地区に隣接したところで由利橋の架け替え工事も行われております。停車場栄町線については、中心市街地を東西に貫く路線となっていることから、同市の骨格となる重要な路線と位置づけておまして、県道でもあることから県が施工する予定となっている路線です。

7頁をご覧下さい。ちょっと見にくいかもしれませんが、写真をご覧下さい。沿道は商店街となっております、駅から直結している路線でもあることから、バス路線となっております。さらには通学路にも指定されておりますが、現道には歩道がなく特に冬期間は車の交差も難渋するような状況となっております。もう一度6頁をご覧下さい。図面の真ん中に停車場栄町線の施工位置を旗揚げしておりますが、その部分を波線で囲っているエリアがあります。これが大門本町通り周辺地区計画エリアとなっております、このエリアについては地元住民、地元商店街の方々がまちづくり協議会を立ち上げまして、地区のまちづくりの方針やまちづくりの方向性を1年以上かけて作ってきたところでありまして、この協議会の話し合いの中で既に改良済みの駅前の部分と、区画整理事業で整備した部分、これらは幅員27mで完成しておりますが、当該箇所におきましては、都市計画決定されていた27mを地区における適正規模の幅員ということで18mに縮小する案が提案されまして、今年4月に幅員を縮小する都市計画決定の変更をしております。また、建て替えられる建物について良好な街並み形成のために、建物の高さですとか壁の位置、あるいは壁の色合いなどについて話し合っただけでルール化することとしております。

2頁にお戻り下さい。所管課の1次評価です。5項目の判定で評価点82点となっております。この中の効率性の部分ですが、道路幅員を縮小したことにより用地買収費や工事費の縮減にもなっております。費用便益比は1.10となっております、効率性は高いものと判断しております。5の最終評価ですが、事業の実施は妥当であると判断しております。以上で都市計画道路停車場栄町線の説明を終わります。

加賀谷委員長：ありがとうございました。それでは次に道路課から説明をお願い致します。

阿部道路課長：道路課の阿部と申します。よろしくお願い致します。

今回道路課の方からは改築事業が4件、それから歩道設置の事業が1件、計5件提案させていただいております。改築事業については4件全てバイパス整備による事業です。説明についてはこの中で最も事業費が大きく、評価点数の高い国道108号、由利本荘市の矢ノ本地区で建一新-4、それから建一新-6が歩道の設置事業で、事業が違いますのでこの2件についてご説明します。

建一新-4をお開き願います。事業名は地方道路交付金事業です。事業種別はバイパス事業です。路線名は国道108号です。箇所名は由利本荘市鳥海町矢ノ本です。事業期間は平成25年から平成31年の7年間を予定しております。総事業費は13億円です。事業計画の規模は、全体延長1,650m、幅員が6.5mの9.5mで車道幅員は6.5mとなっております。

それでは5頁に位置図を付けてますので5頁をお開き願います。国道108号の図面を付けておりますが、場所は旧鳥海町、それから上の方は旧矢島町です。この工区の前後については、全て改良済みです。

それから6頁の方をご覧くださいと思います。これは現況写真ですが、現在の道路の通行状況、夏場と冬場の通行状況について付けております。写真でお分かりの通り、幅員も狭くて児童の通行の安全も脅かされているというような状況です。

7頁をご覧くださいと思います。当工区については、図面でお分かりの通り、全体が1,650mです。この工区については、図が細かくて見えにくいかもしれませんが、過去に交通事故が10年間で18件程起きております。そのうち図面の中で星印で付けている箇所がありますが、こういう箇所については死亡事故が発生しているという状況です。図面をご覧くださいますと、左側約半分ぐらいについては、現在の国道108号を利用して、現道を利用した形の拡幅です。右側の方については集落を避けたバイパスということで全体を計画しております。

また、左側の現道を利用する区間については、前後に歩道がついていますので、現道を拡幅する間については歩道をつけるということで、幅員は2.5mで計画しております。バイパス部の方については、現在の国道108号の方を通る形になりますので、その分コスト縮減の方に貢献するというような状況です。

また、この間については国道108号ですので皆様方もご存知かと思いますが、太平洋側、仙台圏から秋田側、日本海側を結ぶ幹線道路です。県でも整備は進めてきておりますが、改良事業というのは思ったようになかなか進まないというような状況でした。特にこの区間については昨年度の6月に、左側の現道拡幅部分の死亡事故の星印がある箇所ですが、この辺で土砂崩れが起きまして、8時間ほど全面通行止めが生じております。

また、バイパスの方に下りていく現道の方についても、家屋が多く張り付いていますが、こちらの方についても縦断も6%ということでもかなりきつめの縦断になっておりまして、児童の交通安全の確保もままにならないということで、カーブも連続しておりますので交通の隘路区間というような状況でした。当該工区を整備することにより、歩行者はもちろんですが、車両についても安全性の向上が図られるということです。また、当108号については、地震時に物資の輸送等をスムーズに行うための緊急輸送道路にも指定されてますので、こちらの方についても機能の確保が出来るということで、地元においても事業の完成において交通の隘路区間の解消等に寄与するという事でかなり期待されている道路です。また、この矢ノ本工区が完成することにより、国道108号については、雄勝地域でも秋ノ宮温泉のところで、工事をやっていますが、こちらの方と併せましてここの矢ノ本が完成しますとほぼ改良については完成するというような状況になります。

続きまして2頁をお願い致します。1次評価ですが、必要性、緊急性、有効性、効率性、熟度の5項目あります。必要性については、先ほども申し上げましたように、現道幅員も狭い、勾配もきつい、死亡事故も2件起きているということで、これについては35点満点で27点です。緊急性についても、昨年度の土砂崩落による通行止めもありましたので、早急に対応する必要があるということで20点満点のうちの20点という内容です。有効性についても、歩行者、沿線の住民の方々、それから通学の児童の方々の安全性の向上に

寄与するということがありますし、また、二次医療施設の由利組合総合病院のアクセスということでも 108 号が使われていますので、そちらの方でも 15 点満点のうちの 14 点となっております。効率性については先ほどからいろいろ B/C のお話が出ていますけれども、ここについても B/C については 2.0 という結果ですので、かなり効率性も高いと。熟度についても、市、それから地元の方にも説明して了解を得ておりますので、熟度も高いということで判定しております。その結果、我々としては総合評価点で 91 点ということで、優先度も高いので事業は実施すべきと考えております。

次にもう一箇所ですが、建一新-6 の交通安全事業、歩道設置事業です。事業名が地方道路交付金事業、事業種別が歩道設置事業、路線名が川連増田平鹿線、箇所名が横手市平鹿町石成です。事業期間は、平成 25 年から平成 29 年度までの 5 年を予定しております。総事業費は 3 億 5 千万円です。事業規模は延長が 330 m、幅員が 5.5 m の 10.5 m で、片側に 2.5 m の歩道が付いて全体の幅員が 10.5 m となっております。

続きまして 4 頁をお願いします。位置図、左側の方に位置図の①と②で載せておりますが、この川連増田平鹿線については、位置図の②をご覧いただきたいのですが、下の方ちょっと切れていますが、国道 13 号とほぼ平行するように走っている路線で、湯沢市の川連町から横手市の増田町を經由して横手市平鹿町の国道 13 号に接続している道路です。国道 13 号と平行しているということもありまして、通勤等には裏道というような形でも利用されている路線です。当工区の状況ですが、位置図の①をご覧いただきたいと思います。当地区は石成地区で、赤で石成工区と書いております。ちょうど国道 13 号にタッチする区間ですが、ここには醍醐小学校、それから平鹿中学校という学校があります。この地区からは併せて約 41 名の子どもさんが通学しているというような状況です。この区間については、2 つの事業が入ってまして、1 つが国道 13 号歩道の拡幅事業です。それからもう 1 つが横手市の下水道事業が入ってまして、この 2 つの事業と併せましてこの工区を手戻りのないように効率的に整備をするというのが目的であります。それで、今まで結構要望は毎年受けていたんですけども、計画との整合性、13 号の整合性とかもありまして、今までまとまっていなかったんですが、今回各々の国の事業、市の事業と併せまして事業を実施出来るという状況になりました。それで今回提案したものです。この工区については、延長が 330 m ということで短いんですが、右側の方の平面図をご覧いただきたいんですが、当該区間と交差点の方で結構事故が発生している状況です。また、現道の幅員が車道幅員として 5 m 程度しかないものですから、下の状況をご覧いただければ解るんですが、冬は車同士の交差もちょっとままならないと、特に大型車が入ってくればかなり難儀すると、歩行者は避けて通るような状況の道路です。当該工区については、歩道は上側、北側の方に計画しています。それで当工区の特長としましては通常であれば道路幅員の外に側溝が必要であれば側溝が付くんですが、両側がかなり家屋が連担しているというような状況もありますので、路肩それから各々歩道の中に側溝を入れるなどしてなるべく支障家屋を少なくするなどのコスト縮減にも努めているような状況です。

2 頁にお戻り願いたいと思います。1 次評価ですが、トータルで 85 点となっております。必要性については、35 点中の 25 点で、歩行者の交通量も学童で 40 名以上いるということもありまして、25 点となっております。緊急性についても、先ほどご説明しましたように、国の工事、市の工事が始まりますのでそれに併せて同時にやる必要があるということで、これについては 20 点となっております。また、有効性についても 15 点ということで、ここは交通安全の指定道路にもなっておりますし、通学路指定にもなっております。また、医院等の公共施設等もありますので、これについては満点ということで 15 点となっております。それから効率性については、手戻りのないように国・県・市で調整しながら工事が出来るということと、早期に事業効果が発現できるということですので、これについては 10 点という状況です。それから熟度については、今まで地元の方からの要望もありまして、色々調整を重ねてまいりましたが、今回事業を出来る環境に整ったということですので、15 点満点で点数を付けております。トータルで 85 点ということでかなり優先度も高く事業は実施すべきと考えております。よろしくお願い致します。

加賀谷委員長：ありがとうございます。引き続きまして、河川砂防課から説明をお願い致します。

齋藤河川砂防課長：河川砂防課の齋藤でございます。よろしくお願い致します。

河川砂防課所管の審議箇所について、今回審議箇所と致しまして通常砂防事業1件、火山砂防事業1件の計2件のご審査をお願いしております。両箇所とも総事業費はほぼ同額でありますのでその中から保全箇所が多く、事業効果がより高い箇所となっております通常砂防事業の上内町1・諸子沢地区についてご説明申し上げます。

インデックス建一新7の4頁をお開き下さい。当箇所は横手市の旧横手市街地でありまして、現在県の平鹿地域振興局から見まして横手側の対岸側に位置しております。その県道沿いの土石流危険渓流です。

1頁をお開き願いたいと思います。事業の立案に至る背景ですが、当渓流は保全対象として、人家73戸、市道540m、災害時要援護者施設の「医療法人興生会のぞみ」、「グループホームつばさ」、「メンタルサポートセンターのぞみ」などを抱える、土石流危険渓流です。

内容ですが5頁をお願いしたいと思います。当箇所は倒木や不安定な土砂が以前として大量に堆積しており、今後の豪雨等により土石流発生の危険性が高い箇所となっております。また、医療法人興生会のぞみ他2施設には災害発生時に適切な避難行動をとることが困難と予想される入居者も居ることから、優先的にハード整備を行う必要があります。事業内容は新規に砂防えん堤1基、山腹保全工それに渓流保全工として護岸工67mの計画です。1頁に戻っていただきまして、事業期間は平成25年から29年度の5年間を、総事業費として2億4千万円を予定しております。その他事業費内訳、事業内容、調査経緯等については記載の通りです。

次に2頁をお開き願います。1次評価ですが、必要性から熟度までの5つの観点で評価しております。このうち必要性、緊急性、有効性についてはただいまご説明したとおりですので、省略させていただきます。効率性ですが費用対便益比いわゆるB/Cは20.29であり、効率性は高いと評価しております。また、残存型枠の使用などコスト削減の検討を行いながら事業を実施することとしております。6頁に費用対効果算出の概要を載せております。2頁に戻っていただいて、熟度ですが過去に山腹崩壊を心配する通報があった経緯がありまして地元住民の防災意識が高くなっております。また、横手市を通じて早急な砂防施設整備の要望が出されており、事業執行にあたって合意形成は成されております。

以上、全ての項目において評価点が高く合計点は83点となっております。このことから県民の生命や財産を守る、保全する上で効果の大きい事業箇所であると判断しております。

また、同様の砂防事業として県一新8の八九郎東沢も載せてます。以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

加賀谷委員長：ありがとうございました。ただいま建設部所管の8件のうち4件について、事業について説明がございました。4件に限定することなく8件の諮問箇所に対しまして、ご意見あるいは質問などございましたらご発言いただきたいと思います。

井良沢委員：道路関係と砂防関係ですが、道路関係についてはあまり専門じゃないので少し的外れかもしれませんが、新たなバイパスを造るというのがいくつかあるんですが、バイパスに歩道を設置しないということは、現道を歩道として利用するというような理解でいいのかが一点です。

あと砂防関係では、今ご説明されました建一新7の山腹保全工ですが、これはイメージとしては擁壁みたいな工法でよろしいのでしょうかというのと、あと何か安価な工法とかコスト削減に努めているということですが、これは具体的にはどんな工法かというのが一点で、最後に、砂防の2箇所とも災害時要援護者を守る施設なんですけど、災害時要援護者の施設に対しては、2つの事業ともハード、ソフトが重要なんですということで、ハード対策を砂防としてするんですが何かソフト対策の面で、特に災害時要援護者だけじゃなくて人家もたくさんありますが、砂防施設に伴って何か取り組まれるような施策をお考えでしたらお聞かせ願えればと思います。

阿部道路課長：最初のバイパスと歩道のことについてですが、国道108号の矢ノ本については、事業区間のうち現道を拡幅する部分については歩道の設置を計画し、バイパスの区間については歩道を設けないという

ことです。バイパスになる区間については、国道 108 号ということでかなり通過交通が多く、殆どの交通がバイパスの方に流れるということになりますので、残された現道は、既存の集落の方々が利用されるということになり、かなり交通量も激減する状況になりますので、特に歩道として新たに整備するという計画はありません。現在の道路を歩道としても利用していただくこととしております。

齋藤河川砂防課長：砂防事業についてですが、5 頁をお開き願いたいと思います。

山腹保全工の工法ということですが、砂防えん堤の形になっております。表記が 1 箇所ではなくて、これは 5 箇所のかごマット工という、かごマットを重ねた形で 5 箇所に設けています。統合しますのはここは市街地からすぐ目にさらされる場所ですので、コンクリートというのはなかなか馴染まないということで、ちょっと自然景観上、馴染みやすい工法ということで、この部分についてはかごマット工、三段、四段というようなものを並べた形を 5 基設置することにしております。

あとこの中の④というところに砂防えん堤工 H = 9 m、L = 57 mということになっておりますが、通常のコンクリート性の砂防えん堤ということで、これについては安価な工法ということで残存型枠という通常の型枠よりも施工性に優れたもの、それから若干工費的にも安い工法を採用しております。

あとソフト対策ですが、八九郎東沢については 23 年度、上内町 1・諸子沢については 20 年度にソフト対策ということで土砂法の指定を行っております。ハードが非常に財政難でなかなか思うようにまいりませんので、その前にソフト対策というような、二段構えで砂防事業を進めているところです。

加賀谷委員長：よろしいですか。

井良沢委員：ありがとうございました。

加賀谷委員長：他にご意見どうぞ。

松渕委員：それぞれ必要性を理解したつもりですが、一点、ただいまの案件のその土石流の危険溪流になぜこういう施設が建設許可されたのか、それが非常に疑問に思う。担当でないかと思いますが、後追いでこういうことをする費用というのはそれこそ費用対効果と言いますか、後追いで費用は二倍三倍になりますので、そこらへんの体制の問題があるかと思えます。ただし、人家もありますのでこれは必要性は認めたいと思えます。

それから、一番最初の本荘市内の件ですが、昔本荘に住んでいましたので、本当にど真ん中だけ狭苦しくなっているので、この必要性というのはそれこそ身を持って実感しています。

それからあと矢島から鳥海町に行く 4 番目の案件も石黒次長さんが話したミッシングリンクが、まさしくこの場所だと思うんですね。これはやっぱり解消しなければいけないと思えますし、今週月曜日、矢島高校に行きまして、この後人口減少した時に高校の再編整備統合どうするかという時に、やっぱりこのポイントというのは非常に重要で、もし矢島に学校が無くなったら矢島の人はいりまして湯沢に行くかもしれないと、本荘に行かないでという話が出ていました。そうしますと鉄道が止まっていますから唯一のアクセスですよ。ですからこれ非常に急ぐべきだと思います。その延長線でいきますと、6 番の案件も同じ様な理由でやはり生活道路の安全確保ということで必要なんだという理解はさせてもらいました。

加賀谷委員長：ありがとうございました。

齋藤河川砂防課長：整備と保全のどちらが先でというような、確かにおっしゃるとおりです。今ちょっと調べた経緯ですけれども、「のぞみ」については平成 7 年に新築されております。「つばさ」は平成 9 年、「メンタルヘルスセンター」は平成 15 年となっております。

土砂災害については大きなソフト対策の取り組みがされるようになったのが平成 11 年の 6 月、広島で大

きな豪雨によって死者が多数出たことが契機となってソフト対策等色々抜本的な対策を行うようになっております。それらを含めて危険箇所の調査等も行っていました。若干そういった面で危険箇所の把握とそれから以前のその施設関係の設置時期と若干ズレがあるかと思えます。確かに設置する前にその辺の危険箇所を周知して、それは建設部だけではなくて民生とかそれから市町村等である程度そういったものをアナウンスしながらやっていくべきかなと考えております。そういった意味で、戻りますけれどもソフト対策をやって、ここが危険ですよというような調査をして、あるいは周知したのが若干その遅れた経緯があります。それでこのような状況になっておりますが、何せそういったものが市街地に現存しておりますので、今となっては何とか対応しなければいけないということで進めてまいりたいと思えます。

加賀谷委員長：その他にございますか。

山口委員：1年前、2年前かなんか同じような議論をしたと思えますけれども、まずこの当該工事するところは、これは用途地域内ですか、それとも白地のところですか。

趣旨はですね、ご指摘された通りで、この対応しなくてはいけない施設が例えば昭和40年代とか昔のもので法整備も何も整っていない時に建ったのであれば、それは後追的でも人命を守るということで必要だと思えます。平成7年とか9年という比較的新しいということは、結構土地利用規制なり建築指導なり、工夫すればそういうことは上手く出来たんじゃないか、立地規制なりあるいはこういう危険な箇所だから開発許可的に充分そののり面を対応しないと許可しないと、そういったのを色々駆使してやるのが、要するに今、秋田県、どこの県でも同じですが財政的に厳しい中で、より無駄なものは無くするという点で、自己責任の発想でね、そういうとこにやるんだったらこれだけ対策しなさいよと、そういう形に轉換していかないといくらやってもざるになっていくわけで、ひょっとしたらその隣のところにまた新しい建物が建つかもわからないので、その辺りはもう土地利用規制的に色々法令的に今難しいところはあるかもわかりませんが、背に腹はかえられないわけで独自のやり方を市町村なり県でやっぴり開発していく、やり方を開発していくべきだろうと、要するに後追いになっては非常に問題があると思っております。

齋藤河川砂防課長：おっしゃるとおりです。それで当地区に関しましてはソフト対策ということでハザードマップとこの辺を周知しておりますので、こういったこの地域がこのように危険区域だというのはそれなりのアナウンスというか表示はしているつもりですが、さらにそれを周知するというので、先ほども申し上げましたが民生とか市町村とまたさらに密にその辺の連絡をしてまいりたいと思っております。

山口委員：アナウンス効果ってとても重要だと思えますね。まず出来ることはそこからだと思います。ただし、アナウンス効果をやっても、建てた人がいて、それで崖崩れ等で事故が起こった時、責任はまず県に追及されるわけで、そういうことを考えるともう少し実効性のある対応なり、あるいはどういうやり方が私分かりませんが、事故が遭った時に基本的に皆さんの責任でやってもらいますよという形を明らかにするとか、何らかしないと水と安全と空気はタダだと思っている一般通念がまだまだ日本にはありますから、その辺り何らかの形で対応するべきかなというふうに重ねて発言しておきます。

加賀谷委員長：ありがとうございました。

井良沢委員：ただいまのご議論、私も砂防関係を研究していますのでまさにご指摘の通りだなということで聞いておりました。災害時要援護者施設ということで秋田県としても土砂災害防止法を今一生懸命かけている最中で、別途になりますとかなり建築基準法の規定によって別途については新規に家屋規制の方の規定がかかりますので、あらたにはかけられないと思えますが、多分、平成7年、9年ですからこれ土砂法の前で平成15年だとひょっとしてもう少しく災害時要援護者があるところについては土砂法の指定を本当に急ぐべきだなと思っておりますので、多分、秋田県さんも頑張っておられると思えますが、人家合意とか災害

時要援護者施設はやはり急いで、土砂災害防止法の適用を急いでほしいと個人的には思っているのと、ハードが出来てもやはりソフトも大事ですので、災害時要援護者施設は施設が出来たからといって終わりではなくて、そういう避難訓練をやっているところも岩手県を調べたんですが、ありますけれども、そこまでいなくてもやはり施設の方に周知というか、砂防施設が出来ても必ずしも全てが安全でないということであるという危機感を持っていただきたいと思いました。

加賀谷委員長：ただいま両委員からいただきましたご意見非常に重要ですので、今後検討を深めていっていただきたいと思います。

他の委員から何かご意見などございませんでしょうか。

山口委員：石成地区の歩道設置の話ですが、これは横手ですね。横手の増田とか十文字辺りは人口減少とかでだいぶ都市計画決定の路線を廃止したと記憶してまして、この歩道設置、まあ確かに交通量は一定あってかつ狭いから非常に危険であることはよく分かって、その個別のことを私は聞いているのではなく、それはその都市計画道路の廃止で他の路線の整備が当面無くなったから、当然そこに振り分ける交通量が依然として残るからやっぱりやるべきだみたいな、そういう都市計画道路の廃止とこの事業は関連性があるのか、それとも、それはもう全く関係の無い話として案件はあがってきていますという話なのか、その辺り内容を教えて下さい。

阿部道路課長：この石成地区については、既存の都市計画道路があって、それが廃止されたことによって影響を受けてこちらの方に交通が流れるというような状況はありません。前からかなり交通のある区間になって歩行者の通学が危険な状況であったというような状況です。

山口委員：廃止した都市計画道路の区間でこういった危険の箇所とかいう問題は優先順位というか、そういうのはそんなに高くなくて、こっちの方がやっぱり非常に交通安全上問題だからという判断でいまあげているということですか。

阿部道路課長：私の方では道路管理者としては現実的に危険な状況のところについては優先的に事業を進めていくということは考えています。ただ都市計画道路の関係からいけば確かに前は交通量も多くて、都市計画道路として地域づくりのためにも必要であったということでは計画がされてあったと思うんですが、ただそれが当時の社会情勢とかなり違ってきて、他にもそれなりの道路も整備されてきていますということで、多分その本来の役割が果たさなくてもいいような状況になっているということで廃止になっているのではないかと考えています。

加賀谷委員長：他にございませんでしょうか。

工藤委員：今回のバイパスに関するものが数件提案されてるわけですが、これらによって危険性解消の効果は出てくると思うわけですね。やはり道路整備も多額の費用も要しますし、建設されていった資本といいですか、そういうのは地域の産業活動にもあるいは生活にも永く、かつ強いインパクトを与え続けると思うわけですね。地域間の格差の解消といいですか、そういう影響という面からも重要なことですし、この4番5番など見ても、事故件数も多く出ている箇所もありますし、除雪の際も狭くて大変な状況であると、県の財政的な事もあるとは思いますが、社会資本整備というのは必要な事ですし、この計画の中でふるさと秋田元気創造プランといいですか、こういったプランの中で計画よりも1年でも早く完成していただきたいというような要望も兼ねて、よろしく願います。

もう一点ですが、9月の中旬でしたが新聞報道に通学路で交通安全上から整備が必要と思われる地点が全国で6万箇所あるんだと、秋田県でも五百数十箇所あると報道されておりました。これは私も分かりません

が国道、県道、市町村道などを併せてのことなのかとも思いました。緊急性のところもあるようですので例えば国とか県とか市町村を併せた道路整備協議会なども設置されているのか分からないわけですが、財政的に勘案しなければならないこともあるとは思いますが、私も大変多いなと思いました。早急に進めていく必要があるのではないかと思いますので、お考えがありましたらよろしくをお願いします。

阿部道路課長：子ども達の通学路の安全確保ということで、大阪とかでかなり痛ましい事故が発生しまして、それを受けまして国土交通省と文部科学省の方で合同点検をしまして、全国では何万箇所という箇所数ですが、県内については先ほど工藤委員がおっしゃいましたように五百数十箇所が危険な箇所ということで検証されております。

今後の取り扱いなんですけれども、これについては、まずどのような対策がその箇所に必要なのかということで、現在、例えば横断歩道の線を引くとかそういう簡易的なものについては実施出来るものとして対策を進めております。警察の方とも併せましてですね。それで我々としては道路管理者として安全対策上どのような対策が必要かということで、これから学校関係者と警察関係者も含めまして対策を今後詰めていく予定としております。対策が出来れば計画に基づいて推進していきたいと考えています。

加賀谷委員長：それではその対策の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

ちょうど予定されていた時間になりましたけれども、最初の方の7件も含めましてさらにご意見がございましたらご発言をいただきたいと思ひます。

山口委員：資料作っていただいておりますが、是非、図面等表示する場合、凡例を付けて下さい。私は例えばこの先ほど農地集積のやつの現在の経営農地と、確か以前にこの色について一回説明を受けたような気がしたんですが忘れてしまってこのピンクや黄色やこれは何を意味しているか分からないので、些細な事なので聞きませんでした、あるいは、先ほどの国道 108 号の図面、道路改良計画図でオレンジの着色とグリーンの着色があって、担当の方はもちろん分かっているのですが、私はこれが何か意味が違うのかよく分からないので、付けるんだったら凡例を付けて下さい。凡例付けてないのであれば載せていただくと、カラーじゃなくても結構ですからお願いします。

加賀谷委員長：よろしくお願ひしたいと思ひます。他にございませんでしょうか。

松渕委員：本題と関係ないかもしれませんが、優先順位ということでちょっと教えてほしいんですが、よく雨降るとすぐ洪水警報が出て、秋田市と由利本荘市にもよく出ていますが、両市とも市町村合併したものですから大きな範囲で出ていますよね。何のことない、子吉川と下新城川なんですが、そこは今手をうたれているんですか。

齋藤河川砂防課長：新城川ですね。今、下流のJR橋、それから国道橋と下流の方から工事を進めておりまして、今のところ目標として26年度までに完了するように鋭意進めております。

子吉川については子吉川本川は直轄の方ですが、ただ直轄についても、由利橋周辺の河道掘削工事を進める予定だと聞いております。支川については鮎川は去年災害ありましたが、現在、鋭意進めております。

松渕委員：天気予報見るたびに秋田市民と由利本荘市民はドキッとするんですよね。是非優先順位、先だと思ひますので、何とかお願ひしたいと思ひます。

加賀谷委員長：他にございませんでしょうか。

永吉委員：7番の通常砂防事業のところの6頁を見ていたんですが、効果のBのところ①から⑧まである

ということで、私なりにこういった施設が出来た時に、どういうことが軽減されるかというのをずっと当てはめていって、1つはこれが出来ることで死者数が減るといことでしょう。それから資産被害が減る、交通が途絶えるようなことが減るとか、そういったことを当てはめて、これらと同じくらいとは言いませんが、こういった砂防施設が出来た時に、この地域に住む人達の不安感というのがものすごく解消されるのかなど思いました。例えば安心感の向上という部分みたいなのをこの効果の部分に入れているのかどうなのか、もし入れているとすれば何番なのかと、そういったものをどのように評価されているのかというのを教えていただきたいというのがまず一点です。

それからもう1つ。工事費等でコストの縮減の検討を行うと書かれていましたけれども、2頁のところに、効率性のところですかね2番の、現地発生材の有効利用ということで書かれてあったので、私のイメージだと砂防ソイルセメント工法みたいなやり方でやっていくイメージを持ったんですが、こういう従来とは違った現地の材料を使っていくことで、どのぐらいこの事業であればコスト縮減が出来ているのかという具体的な金額などを教えていただければと思います。

齋藤河川砂防課長：まず6頁のB/Cの効果、①から⑧までですが、これについては全てその人家の被害額、あるいはその施設の被害額でありまして、安心というのは残念ながら効果の中に含まれておりません。

それから2頁のトータルコストの縮減のことで、この中で残存価額というのは先ほどもご質問ありましたが、それについては通常でありますと型枠を設置してコンクリートを打って、そしてそれを撤去してまた組み直してって、下から順々に上げていくんですが、それを型枠そのものをコンクリート性の薄い板状のもの、4cmぐらいなんですけれども、それを使ってそれを設置してあとはその中へコンクリートを流してそれを一体化させる、ということで撤去する費用がないということで、ざっと今のところ試算致しますと22%ぐらいのコスト縮減になります。

あと現地発生材ですが、これによりますといろいろまた詳細設計で検討する項目もありますけれども、現地の発生材を中詰めにしてやる工法もあります。それは詳細詰めてどちらがどうかということをもた検証してまいります。もしそちらの方が良くて現地の発生材が使えるものであれば当然安くはなりますので、そういったものも検討してまいります。ここに書いてありますけれども、あと蛇カゴとか使えますので、もしそこに転石とかそういったもの使えるものであれば、それを現地のものとして使っていききたいということで少しでもコスト縮減を図ってまいりたいと考えております。

加賀谷委員長：それではちょうど時間になってまいりましたので、まだご意見あるかとも思いますけれども、この辺でこの委員会として意見をまとめたと思います。今日たくさんご意見などご指摘もいただきました。こういった各委員の意見を今後の業務を行う上での参考としていただくということも前提としまして、これまで説明いただきました県の評価を妥当と認め、県の対応方針を「可」と決定してもよろしいでしょうか。

特にご異議もございませんようですので、県の方針を「可」とするものと決定したいと思います。

以上で審議が終わりました。あとは事務局にお返ししたいと思います。

司会：加賀谷委員長におかれましては長時間に渡る議事進行お疲れ様でした。ありがとうございました。

それでは次第その他に入らせていただきまして、次回開催予定等について説明させていただきます。

昨年度、第2回の委員会は12月13日に開催しております。今年度については11月の末から12月の初めの間に行わせていただきたいと思いますと考えております。皆様にご本日の開催候補日を記載した日程確認の用紙をお配りしますので、出欠の可否について後日FAXまたは電話でご連絡下さるようよろしくお願い致します。

また、本日の議事録については事務局で案を作成し、御確認していただいた上で、県のホームページに掲載させていただきます。

それでは、これもちまして本日の委員会を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。